小牧市共同住宅におけるごみ集積場の設置に関する指導要綱

（６小ご第２４３号
令和６年６月１日）

（趣旨）

第１条　この要綱は、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成１９年小牧市条例第２１号。以下「条例」という。）第２４条の規定による協議（以下「協議」という。）に当たって市が行う指導に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、条例の例による。

（ごみ集積場の設置に係る指導）

第３条　市長は、ごみ集積場が公道に接する場合は、協議に当たり、次に掲げる事項について共同住宅建設者に指導を行うものとする。

(1) 通り抜けが可能であり、かつ幅員５メートル以上の道路に面していること。

(2) 収集車両が横付けできる位置、見通しの悪い場所を避けた位置、急勾配でない位置等、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）の規定に従い、安全に収集作業ができる位置であること。

(3) 他の車両及び歩行者の通行の妨げにならずに、安全かつ効率的に収集できる位置であること。

(4) 道路上において、収集車両が後退運転を要しない位置であること。

(5) 私有地内で転回を要しない位置であること。

(6) 近隣住民から苦情等が発生しないよう配慮した位置であること。

(7) ごみ集積場の前面には、電柱又は支線、交通標識等収集作業の障害となる物がない位置であること。

(8) ごみ集積場の前面に側溝がある場合には、収集作業に支障のないよう側溝に蓋がある位置であること。また、蓋がない場合には蓋を取り付けること。

(9) ごみ集積場を私有地又は公有地を利用して設置する場合は、書面によりその土地の所有者の承諾を得ていること。また、書面の写しを小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則（平成２０年小牧市規則第６号）第１４条第２項に規定する協議報告書に添付すること。

(10) ごみ集積場を設置しようとする土地に隣接し、又は相対する土地の所有者及びその土地の管理者から設置について事前に同意を得ていること。

(11) ごみ集積場を設置しようとする土地と接する道路を収集車両が通行することにより、近隣住民から苦情等が発生する恐れがある場合は、事前に近隣住民の同意を得ること。

(12) 共同住宅を建設しようとする土地の属する行政区の長へ、事前にごみ集積場の位置、規模、構造等についての情報を提供していること。

2 市長は、ごみ集積場が公道に接しない場合は、協議に当たり、次に掲げる事項について共同住宅建設者に指導を行うものとする。

(1) 収集車両が前進で進入し、通り抜けることができるよう十分な幅及び高さがあること。

(2) 収集車両の進入経路の舗装、地下配管、マンホール等については、収集車両の重量に耐えることができる構造であること。

(3) 収集車両が収集作業する位置には他の車両等が駐車をしないように防止策を講ずること。

(4) 道路からの出入口を歩行者等の通行の少ない場所に設けるよう努めるとともに収集車両が出入りする際の事故防止のために、カーブミラー等の必要な設備を設けるよう努めること。

(5) 私道（位置指定道路も含む。）に進入する場所に設置する場合は、収集車両の通行に関し、原則として敷地所有者全員から承諾を得ていること。

（ごみ集積場の構造に係る指導）

第４条 市長は、協議に当たり、ごみ集積場の構造に係る次に掲げる事項について共同住宅建設者に指導を行うものとする。

(1) ごみ集積場の有効面積は、次の計算式から算出される面積以上であること。

有効面積（㎡）＝０．１５×戸数×分別区分数

この式において「分別区分数」とは、ごみカレンダーに記載された収集日のうち、分別区分数が最大となる日における当該分別区分数をいう。

(2) 排出想定量は、1戸1分別区分当たり1袋（４５リットル）とする。

(3) コンクリートブロック積みの構造で設置する場合は、高さを１メー

トル程度確保し、排出想定量等に応じて適宜変更すること。

(4) フェンス等の構造物を設置する場合は、開口部の高さを２メートル程度、間口を１．２メートル程度とし、収集作業に支障のない構造にすること。

(5) 構造物に扉を設置する場合は、引き戸又は観音開きとし、歩行者や収集作業の支障とならないよう、１８０度開く構造とするか、扉が敷地から出ない位置に設置し、扉の間口は１．２メートル程度とすること。

(6) 構造物の開口部及び扉は、構造物が面する道路に向けて設置すること。

(7) ごみストッカー（ダストボックス）等を設置する場合は、排出想定量を十分に収容できる構造であること。また、転倒又は風で飛ばされることを防ぐため、必要な措置を講ずること。

(8) 収集日に品目が重複する場合は、ごみ集積場又はごみストッカー（ダストボックス）に仕切りを必要数設ける等、各分別区分の袋が混在しないよう運用すること。

(9) 扉に鍵を設置する場合は、市が指定する施錠番号とすること。

(10) ごみの分別、排出方法等が表示された表示板を設置すること。

(11) 鳥獣被害を防止するため、防鳥ネットの設置等必要な措置を講ずること。

附　則

この要綱は、令和６年６月１日から施行する。